

産学官連携強化委員会の設置について

平成 21 年 7 月に諮問された「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方策」について調査審議を行うため、同月の情報通信技術分科会において、「産学官連携強化委員会」の設置を決定。

(参考)

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 3 号）

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1～13（略）

14 産学官連携強化委員会

ICT 分野における産学官連携による研究開発の推進に関する事項

15（略）

二 組織等

1 分科会長の指名する委員及び専門委員

2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。